

令和5年 6月14日

桐生市地域公共交通活性化協議会 委員各位

桐生市地域公共交通活性化協議会  
会長 天谷 賢児

### 令和5年度 第2回桐生市地域公共交通活性化協議会の書面開催について

梅雨の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、地域公共交通活性化協議会の運営につきまして、多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第2回桐生市地域公共交通活性化協議会につきまして、下記のとおり開催いたしますので、協議事項についてご審議いただきますようお願い申し上げます。なお、本案件については、書面での協議、報告とさせていただきますのでご了承ください。

#### 記

- 1 協議事項 黒保根町デマンドタクシーにおける生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の策定について [地域公共交通確保維持改善事業]
- 2 報告事項 桐生市地域公共交通計画策定支援業務委託の入札結果について
- 3 送付資料  
[協議事項]
  - (1) 桐生市生活交通確保維持改善計画（案）
  - (2) 黒保根町デマンドタクシーの運行実績（R3年度・R4年度）【資料1】
  - (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画について【資料2】
  - (4) 回答書  
[報告事項]
  - (1) 桐生市地域公共交通計画策定支援業務委託 入札結果情報【資料3】
- 4 回答期限 協議事項につきまして、ご多用のところ、また、回答までの期間が短く恐れ入りますが、別紙回答書に回答をご記入のうえ、令和5年6月26日（月）までに同封の封筒によりご返送いただきますようお願いいたします。

担 当 : 桐生市役所交通ビジョン推進室 古川・林・村岡
電 話 : 0277-46-1111 内線 387
F A X : 0277-43-1001
E-mail : kotsu@city.kiryu.lg.jp

地域公共交通確保維持事業

桐生市生活交通確保維持改善計画

(地域内フィーダー系統確保維持計画)

(案)

令和5年 月

桐生市地域公共交通活性化協議会

# 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年 6月 日

（名称） 桐生市地域公共交通活性化協議会

## 生活交通確保維持改善計画の名称

桐生市生活交通確保維持改善計画  
黒保根地域内フィーダー系統確保維持計画

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

桐生市黒保根町の公共交通は、桐生市・みどり市・日光市を結ぶわたらせ渓谷鐵道及び黒保根町内を運行する黒保根町路線バス2路線を中心に、黒保根町外まで運行する過疎地有償運送、朝夕の小中学生を輸送するスクールバス等により確保してきた。

民間路線バス撤退後の昭和61年8月から廃止代替バスとして運行を開始した黒保根町路線バスは、人口減少などの影響により、年々利用者数及び運賃収入が減少しており、桐生市からの欠損補助によって運行を維持してきた。

また、過疎地域である黒保根町は、市内でもっとも高齢化率が高く、人家が散在しているため、自宅等がバス停から遠い人にとっては、路線バスを利用することが困難な状況であった。

このような中、多額の経費を掛けて、利用者の少ない非効率的な運行をしている路線バスから、利用者の利便向上を図り、地域の特性・実情に応じた効率的な公共交通ネットワークへ転換することが求められてきた。

これらの課題を解決し、地域の特性・実情に最適な公共交通ネットワークへの転換を図るため、路線バスに代わる新たな公共交通機関として、平成25年4月1日から黒保根町デマンドタクシーの実証実験運行を1年間実施し、その運行実績等を踏まえ、平成26年4月1日から同様の運行計画のまま、本格運行を開始した。

わたらせ渓谷鐵道については、当該地域と市街地を結ぶ主要な公共交通機関であり、通勤・通学・通院・買い物などの生活交通として、重要な役割を担っている。今後の黒保根町における公共交通ネットワークにおいて、わたらせ渓谷鐵道と黒保根町デマンドタクシーの接続を確保・維持することで、安定的な公共交通ネットワークが図られるものである。

このため、上記のとおり、当該地域の特性・実情に最適な移動手段を確保・維持していくため、わたらせ渓谷鐵道を地域間幹線系統とし、黒保根町デマンドタクシーを地域内フィーダー系統とした生活交通確保維持改善計画を策定し、地域公共交通確保維持改善事業を推進していく必要がある。

### 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### （1）事業の目標

令和6年度 5,500人（1日当たり15人×365日＝5,475人）

令和7年度 5,500人（1日当たり15人×365日＝5,475人）

令和8年度 5,500人（1日当たり15人×365日＝5,475人）

※令和2年4月以降は新型コロナウイルスの影響で利用者の減少が継続しており、令和4年度（R3.10～R4.9）の利用実績は1日平均13.5人と目標値を下回る結果となった。しかしながら、移動制限の緩和や利用の周知等の効果を鑑み、1日平均利用者目標を15人とする。

## (2) 事業の効果

朝夕の通勤・通学の利用者に対応するために、地域間幹線系統である“わたらせ渓谷鐵道” 水沼駅の発着時間に合わせた運行を行うことにより、黒保根町外へ向かう通勤者・通学者の交通手段を確保する。また、一括予約方式を導入することにより、利用者の利便性向上を図る。

日中は黒保根町内をドア・ツー・ドアによるデマンド型運行を行うことにより、水沼駅及び本宿駅への接続を確保するとともに、交通空白地域の解消と、利用者の希望時間に応じた効率的な運行を行うことができる。

また、黒保根町内には、大きな病院や買い物施設がないことから、高齢者や障害者、学生など、公共交通以外に移動手段を持たない地域住民は“わたらせ渓谷鐵道”が市街地への主要な移動手段になる。したがって、“わたらせ渓谷鐵道”への接続が効率的になることで、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、観光客を始めとする地域住民以外の人にも移動手段が提供されるため、地域活性化につながるものである。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・黒保根町内の高齢者の憩いの場として、水沼温泉センターを利用する方へのデマンドタクシーの利用を促進（桐生市）
- ・デマンドタクシー周知ポスターや案内チラシの区域内主要施設への設置（桐生市）
- ・デマンドタクシー利用促進の記事を公民館だよりに掲載して周知（桐生市）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

運行事業者決定の経緯

令和2年12月1日に黒保根町デマンドタクシーの運行事業者選定に係る募集要項を配布したところ、1社から応募があり、令和2年12月22日にプロポーザル方式による「黒保根町デマンドタクシー提案書審査会」を開催した。提案書審査会においては、資格要件及び必要とする能力を有していることを確認、運行事業者として適切であると評価を受け、運行事業者を選定した。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

桐生市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

株式会社沼田屋タクシー

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

### 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

<p>9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認められた市町村の一覧  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>別添の表5のとおり。  昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法さらに平成12年の過疎地域自立促進特別法の適用を受けて、また、平成17年6月13日の合併に伴い、過疎地域自立促進特別法第33条第2項により、過疎地域とみなされる区域として指定された。  令和5年4月1日現在において、高齢化率は51.34%と高く、人口についても減少が続いている状況である。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

＜平成 24 年 10 月 22 日＞

平成 24 年度 第 1 回 桐生市地域公共交通会議開催

・黒保根町路線バスに代わる「デマンドタクシー」の導入について

＜平成 25 年 6 月 13 日＞

平成 25 年度 第 1 回 桐生市地域公共交通会議開催

・桐生市生活交通ネットワーク計画（案）について

＜平成 26 年 1 月 15 日＞

平成 25 年度 第 2 回 桐生市地域公共交通会議開催

・黒保根町デマンドタクシーの本格運行への移行について

＜平成 26 年 6 月 24 日＞

平成 26 年度 第 1 回 桐生市地域公共交通会議開催

・桐生市生活交通ネットワーク計画（案）について

＜平成 26 年 12 月 25 日＞

平成 26 年度 第 2 回 桐生市地域公共交通会議開催

・黒保根町デマンドタクシーの事業評価について

〈平成27年6月〉

平成27年度 第1回 桐生市地域公共交通会議開催（文書協議）

- ・桐生市生活交通確保維持改善計画（案）について

〈平成28年1月13日〉

平成27年度 第2回 桐生市地域公共交通会議開催

- ・黒保根町デマンドタクシーの事業評価について

〈平成28年6月〉

平成28年度 第1回 桐生市地域公共交通会議開催（文書協議）

- ・桐生市生活交通確保維持改善計画（案）について

〈平成29年1月17日〉

平成28年度 第2回 桐生市地域公共交通会議開催

- ・黒保根町デマンドタクシーの事業評価について

〈平成29年6月〉

平成29年度 第1回 桐生市地域公共交通会議開催（文書協議）

- ・桐生市生活交通確保維持改善計画（案）について

〈平成30年1月16日〉

平成29年度 第2回 桐生市地域公共交通会議開催

- ・黒保根町デマンドタクシーの事業評価について

〈平成30年6月〉

平成30年度 第1回 桐生市地域公共交通会議開催（文書協議）

- ・桐生市生活交通確保維持改善計画（案）について

〈平成31年1月15日〉

平成30年度 第2回 桐生市地域公共交通会議開催

- ・黒保根町デマンドタクシーの事業評価について

〈令和元年6月〉

令和元年度 第2回 桐生市地域公共交通会議開催（文書協議）

- ・桐生市生活交通確保維持改善計画（案）について

〈令和2年1月24日〉

令和元年度 第3回 桐生市地域公共交通会議開催

- ・黒保根町デマンドタクシーの事業評価について

〈令和2年7月〉

令和2年度 第2回 桐生市地域公共交通会議開催（文書協議）

- ・桐生市生活交通確保維持改善計画（案）について

〈令和3年1月〉

令和2年度 第7回 桐生市地域公共交通会議開催（文書協議）

- ・黒保根町デマンドタクシーの事業評価について

〈令和3年6月〉

令和3年度 第2回 桐生市地域公共交通会議開催（文書協議）

- ・桐生市生活交通確保維持改善計画（案）について

〈令和4年1月〉

令和3年度 第5回 桐生市地域公共交通会議開催

- ・黒保根町デマンドタクシーの事業評価について

〈令和4年6月〉

令和4年度 第2回 桐生市地域公共交通会議開催（文書協議）

- ・桐生市生活交通確保維持改善計画（案）について

〈令和5年1月〉

令和4年度 第4回 桐生市地域公共交通会議開催

- ・黒保根町デマンドタクシーの事業評価について【承認】

〈令和5年6月〉

令和5年度 第2回 桐生市地域公共交通活性化協議会開催（文書協議）

・桐生市生活交通確保維持改善計画（案）について

## 21. 利用者等の意見の反映状況

黒保根町区長及び、老人会・商工会・障害者団体・小中PTAなどの各種団体代表者で構成された黒保根町路線バス運行事業検討委員会を開催した。計5回の検討委員会の中で、黒保根町全世帯にアンケート調査などを実施しながら、黒保根町路線バスに代わる新しい交通手段について、協議・検討を重ね、居住地に関係なく、より多くの黒保根町民の利便性が向上できる新たな公共交通の運行体系として、「デマンド方式」を導入し、黒保根町における持続可能な公共交通を導入することについてまとめた提言書が、委員長から桐生市長へ提出された。

この内容を踏まえ、住民代表から構成される桐生市地域公共交通会議を開催し、平成25年4月1日からの黒保根町デマンドタクシー実証実験運行における運行内容及び本計画が承認された。また、平成26年4月1日からの本格運行への移行についても、実証実験運行期間中の運行実績や利用者アンケート調査結果などを踏まえ、同検討委員会及び同会議において協議した結果、実証実験運行内容のまま本格運行に移行することが承認された。

平成30年度までは利用者が減少傾向であったが、廃止となった黒保根町の高齢者向けの休憩施設（温泉入浴可）の代わりに、町内の高齢者の憩いの場として水沼温泉センターを利用する方へのデマンドタクシーの利用促進を行った結果、新規利用者が増加し、利用者は増加傾向となった。しかしながら、令和2年4月以降は新型コロナウイルスの影響による外出自粛などから利用者の減少が続いている。これまで実施してきたポスターの掲示等の利用促進は継続し、チラシの配布、観光客へのPR方法等の検討などに取り組むことで更なる利用促進を図る。

## 22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進室
関係市区町村	桐生市（事務局：共創企画部交通ビジョン推進室、黒保根支所地域振興整備課）、みどり市総務部企画課
交通事業者・交通施設管理者等	(株)沼田屋タクシー、わたらせ渓谷鐵道(株)、東日本旅客鐵道(株)、東武鐵道(株)、上毛電氣鐵道(株)、桐生朝日自動車(株)、桐生警察署、(一社)群馬県バス協会、(一社)群馬県タクシー協会、高崎河川国道事務所、桐生土木事務所
地方運輸局	群馬運輸支局
その他協議会が必要と認める者	・住民又は利用者の代表 (株)桐生再生、(一社)きりゅう市民活動推進ネットワーク、桐生市区長連絡協議会、桐生市中心身障害者関係団体連絡協議会、桐生市老人クラブ連合会、桐生市婦人団体連絡協議会、桐生市PTA連絡協議会、桐生市立学校長会、桐生商工会議所、新里商工会、黒保根商工会、(一社)桐生市観光物産協会、桐生市地域包括支援センター ・有識者その他 地域公共交通マイスター、群馬大学理工学部教授

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）群馬県桐生市織姫町1-1

（所 属）桐生市共創企画部交通ビジョン推進室

（氏 名）林 忠彦

（電 話）0277-46-1111（内線387）

（e-mail）kotsu@city.kiryu.lg.jp



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

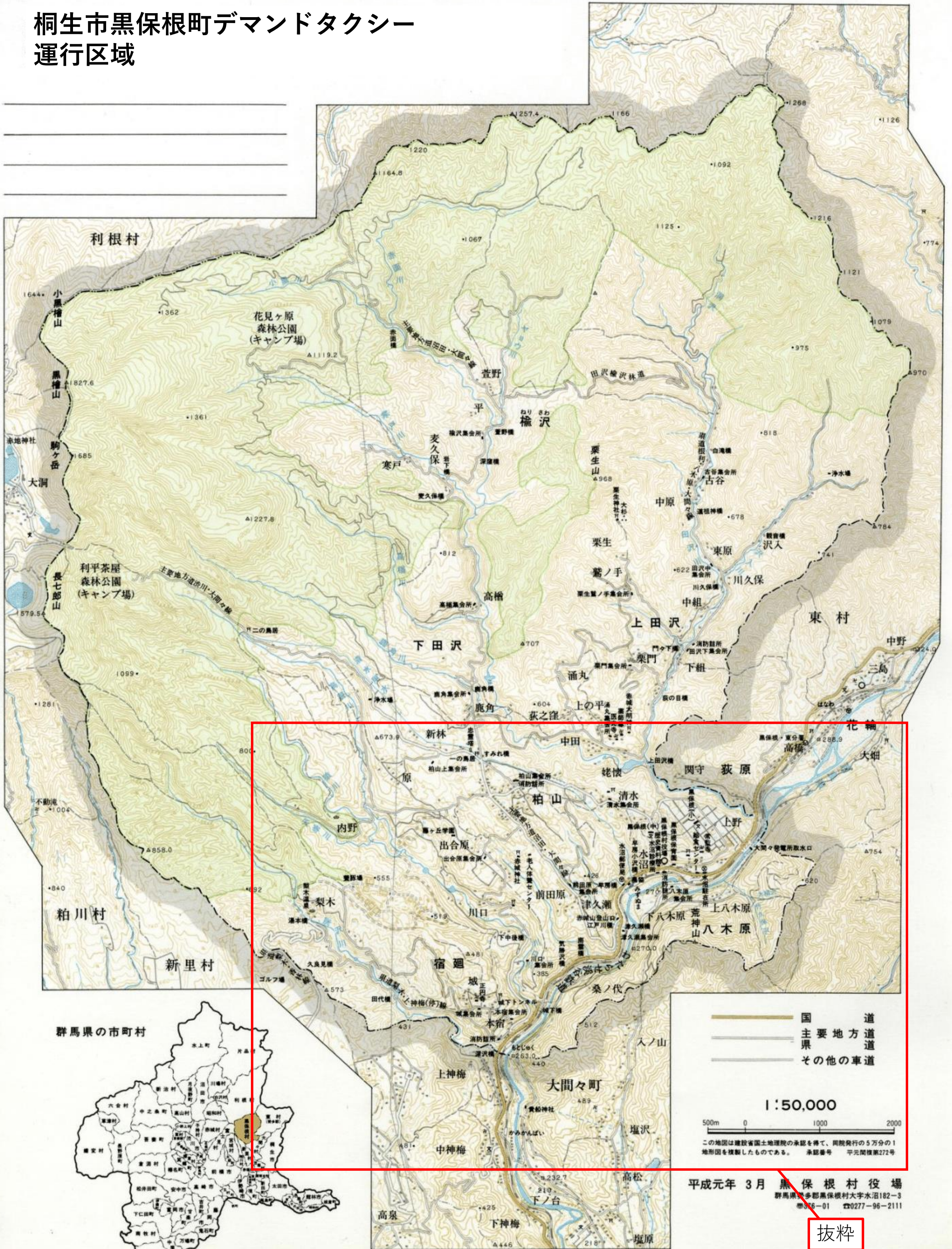
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
桐生市	(株)沼田屋タクシー	(1) 黒保根町デマンドタクシー		黒保根町		往 km 復 km	365日	3,017			区域運行	②(1)	わたらせ渓谷鐵道 (水沼駅・本宿駅)	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



# 桐生市黒保根町デマンドタクシー 運行区域



抜粋



みんなの“ふれあいタクシー”をぜひご利用ください。

# 黒保根町デマンドタクシー

予約はフリーダイヤル

## 0120-55-3744

予約受付時間：7時から19時まで

利用希望日の3日前から、当日の利用したい時間の30分前までに電話してください。  
黒保根町内であれば、どこでも誰でも利用できるデマンド運行をします。

日中運行時間 **8時30分から17時20分まで**  
(なお、朝・夕の定時定路線運行は下記のとおり)

【朝夕の定時定路線型運行】

- ①朝 6時40分 上田沢発→水沼駅
- ②夕方 17時30分 水沼駅発
- ③夕方 18時42分 水沼駅発

## 利用方法

電話予約時に以下の事項を伝えてください。

- 1：利用したい日（いつ）
- 2：利用したい時間（なんじ）
- 3：利用する人数（なんにん）
- 4：乗りたい場所（どこから）
- 5：降りたい場所（どこまで）

【利用料金】

1回の乗車運賃（1名につき）  
○中学生以上は300円（1回）

小学生・障がい者は150円  
未就学児は無料です。

※障がい者料金を御利用になる場合は、障がい者手帳原本の提示が必要です。また、同伴者は1名に限り、大人料金の半額になります。

お得な回数券も車内で販売

小学生・障がい者：3,000円（22回分）  
70歳未満：3,000円（11回分）  
70歳以上：1,500円（7回分）  
70歳以上：3,000円（15回分）

※70歳以上の人が回数券を購入する場合は、年齢が確認できる健康保険証などの提示が必要です。

※回数券を利用した70歳以上の人に限り、おりひめバスの当日限り有効の“乗継券”を車内で発行いたします。

ご利用の場合は、運転手にお申し出ください。

≪利用方法、忘れ物などのお問い合わせ≫  
運行事業者：株式会社 沼田屋タクシー  
TEL：0277-44-5242

担当：黒保根支所地域振興整備課産業振興係  
TEL：0277-96-2113

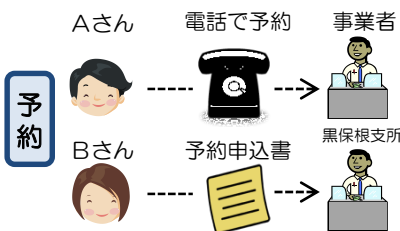
電話予約時に以下の事項を伝えてください。

- 1：利用したい日
- 2：利用したい時間
  - ①朝の定時定路線（6時40分上田沢発）
  - ②デマンド運行（8時30分から17時20分まで）
  - ③夕方の定時定路線（17時30分発水沼駅発）
  - ④夕方の定時定路線（18時42分発水沼駅発）
- 3：利用する人数
- 4：乗りたい場所（どこから）
- 5：降りたい場所（どこまで）

これで予約完了！！

## 朝の定時定路線 運行イメージ

利用希望日の3日前から、  
前日まで



利用  
日  
当  
日

黒保根町路線バスが運行し  
ていた経路上で、AさんB  
さんの希望場所へお迎え



## 日中のデマンド 運行イメージ

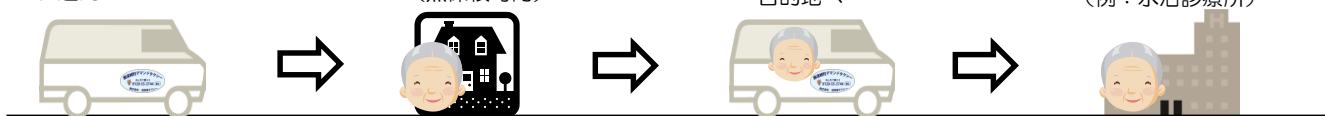
利用希望日の3日前から、  
当日の30分前まで



同じ時間帯で同じ方面の予約が重なった場合、ほかの利  
用者と乗り合いになったり、う回運行することもありま  
すので、時間に余裕をもって予約をしてください。

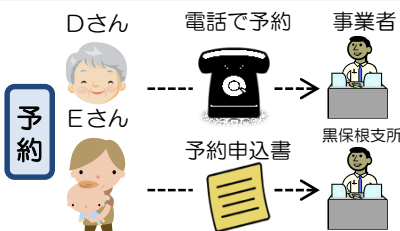
利用  
日  
当  
日

黒保根町内のCさん宅  
にお迎え



## 夕方の定時定路線 運行イメージ

利用希望日の3日前から、  
当日の30分前（電話のみ）まで

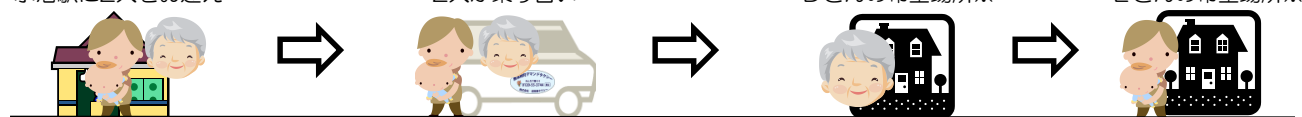


朝夕の定時定路線は黒保根町路線バスの運行していた経  
路上で乗り降りしていただきます。夕方の運行は水沼駅  
を発車してから、予約状況に応じた運行経路を取ります。

※朝夕の定時定路線の希望場所については、黒保根町路線バス  
が運行していた経路上になります。

利用  
日  
当  
日

水沼駅に2人をお迎え



### 御予約の際の注意事項

- ・利用予約のキャンセル（取り直し）は、ほかの利用希望者に御迷惑となりますので、できるだけ避けていただくようお願いいたします。緊急の場合など、どうしてもキャンセルする場合は、予約センターにお早めに御連絡をお願いいたします。

### 御利用の際の注意事項

- ・往復で利用する（帰りの時間が分かる）場合は、帰りの予約も同時にできます。
- ・目的地が複数ある場合は、目的地ごとに予約をしてください。途中で車両を待たせることはできません。
- ・1人で乗り降りできないお客様の場合、必ず付き添いの人と一緒に利用してください。また、未就学児につきましても保護者の同乗をお願いいたします。
- ・全自動リフター登載車については、車いすに乗ったままで乗降が可能です。
- ・デマンド車両のドアは運転手が開けますので、車両が停車いたしましたら、そのままお待ちください。
- ・ドアを開けると足元にステップが出てきますので、お気を付けてください。

### 運行の際の注意事項

- ・予約の状況によっては、利用したい日、時間に利用できないこともありますので御了承ください。
- ・運行状況によって、予約の時間より若干遅れることもありますので御了承ください。



表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	桐生市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	38,714
交通不便地域等	90,543

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,637	旧黒保根村	・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ・山村振興法
88,906	旧桐生市(全地区)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
3,194	旧桐生市(梅田地区)	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
未策定		

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

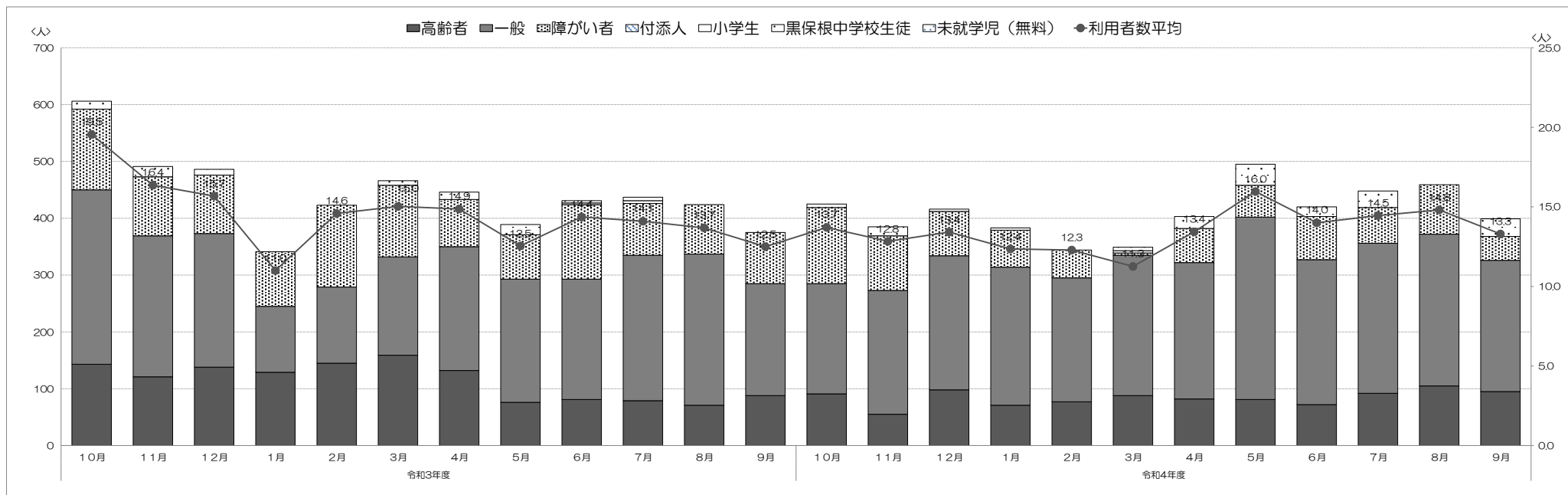
(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



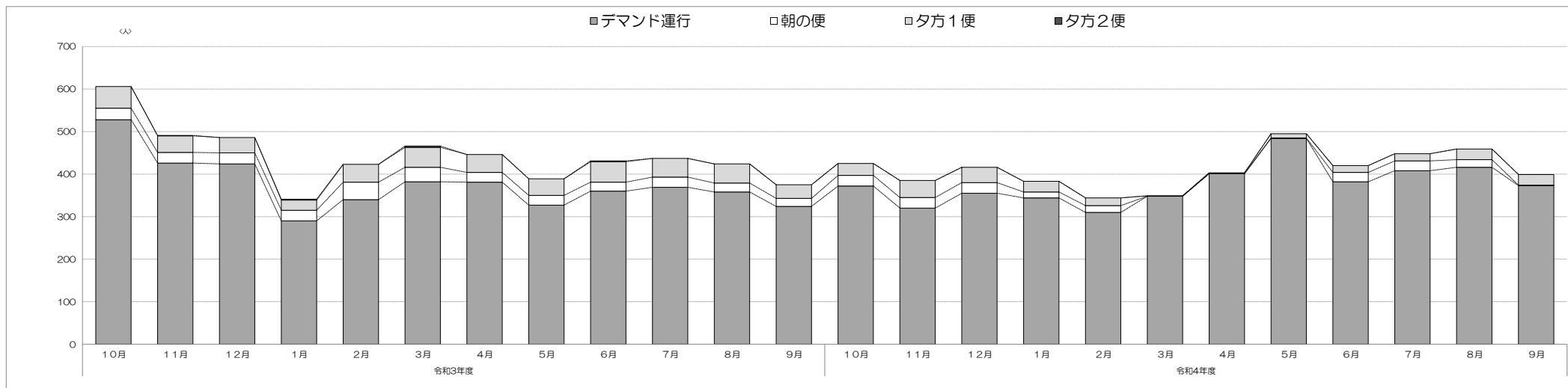


令和3年度・令和4年度 黒保根町デマンドタクシー 年齢階層別利用状況 ※生活交通確保維持改善計画の対象期間は、10月から翌年9月までの1年間



月別	令和3年度													令和4年度													
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	
総走行距離	5,326	4,694	4,996	4,254	4,698	5,088	4,576	4,194	4,461	4,567	4,310	4,126	55,290 km	4,373	4,283	4,492	4,052	3,714	3,647	4,151	4,455	4,313	4,511	4,756	4,332	51,079 km	
年齢階層別利用状況	高齢者	143	121	138	129	145	159	132	76	81	79	71	88	1,362 人	91	55	98	71	77	88	82	81	72	92	105	95	1,007 人
	一般	307	248	235	116	134	173	218	217	212	256	266	197	2,579 人	194	218	236	243	218	247	240	321	255	264	267	231	2,934 人
	障がい者	142	104	103	96	144	126	83	78	131	91	87	90	1,275 人	134	96	78	65	49	4	60	56	76	63	87	42	810 人
	付添人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 人
	小学生	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	0	0	8 人	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4 人
	黒保根中学校生徒	14	18	10	0	0	8	13	18	4	6	0	0	91 人	6	16	4	4	0	6	21	37	17	29	0	31	171 人
	未就学児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 人
利用者数合計	606	491	486	341	423	466	446	389	431	437	424	375	5,315 人	425	385	416	383	344	349	403	495	420	448	459	399	4,926 人	
利用者数平均	19.5	16.4	15.7	11.0	14.6	15.0	14.9	12.5	14.4	14.1	13.7	12.5	14.5 人	13.7	12.8	13.4	12.4	12.3	11.3	13.4	16.0	14.0	14.5	14.8	13.3	13.5 人	
運行回数	446	387	386	296	330	387	377	311	345	355	351	327	4,298 回	360	305	354	316	293	281	332	384	364	358	400	313	4,060 回	
1運行当たり乗車人数	1.4	1.3	1.3	1.2	1.3	1.2	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1	1.2 人	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2	1.3	1.1	1.3	1.2 人	
現金合計	67,500	53,250	50,550	31,650	40,200	41,100	44,100	48,750	52,800	52,350	59,400	47,250	588,900 円	49,200	52,500	50,550	47,100	48,150	54,300	52,500	74,550	57,900	63,300	66,150	55,500	671,700 円	
回数券合計	54,000	57,000	54,000	39,000	33,000	69,000	36,000	45,000	39,000	43,500	51,000	27,000	547,500 円	54,000	15,000	58,500	45,000	39,000	45,000	18,000	42,000	54,000	51,000	18,000	45,000	484,500 円	
学校教育費補助	4,200	0	0	0	0	2,400	3,900	5,400	1,200	1,200	0	0	18,300 円	1,800	4,800	1,200	1,200	0	1,800	6,300	11,100	5,100	8,700	0	9,300	51,300 円	
収入合計	125,700	110,250	104,550	70,650	73,200	112,500	84,000	99,150	93,000	97,050	110,400	74,250	1,154,700 円	105,000	72,300	110,250	93,300	87,150	101,100	76,800	127,650	117,000	123,000	84,150	109,800	1,207,500 円	

### 令和3年度・令和4年度 黒保根町デマンドタクシー 運行体系別利用状況



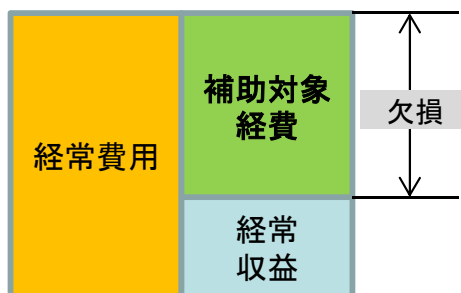
月 別	令和3年度													令和4年度												
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合 計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合 計
デマンド運行	528	426	424	290	340	382	381	327	360	369	358	324	4,509 人	372	320	355	344	310	348	401	484	382	408	416	373	4,513 人
朝の便	27	25	26	25	41	34	23	23	21	24	21	19	309 人	25	25	25	14	16	0	0	1	22	23	18	1	170 人
夕方1便	51	39	36	24	42	47	42	39	48	44	45	32	489 人	28	40	36	25	18	1	2	10	16	17	25	25	243 人
夕方2便	0	1	0	2	0	3	0	0	2	0	0	0	8 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 人
小計	78	65	62	51	83	84	65	62	71	68	66	51	806 人	53	65	61	39	34	1	2	11	38	40	43	26	413 人
利用者数合計	606	491	486	341	423	466	446	389	431	437	424	375	5,315 人	425	385	416	383	344	349	403	495	420	448	459	399	4,926 人
利用者数平均	19.5	16.4	15.7	11.0	14.6	15.0	14.9	12.5	14.4	14.1	13.7	12.5	14.5 人	13.7	12.8	13.4	12.4	12.3	11.3	13.4	16.0	14.0	14.5	14.8	13.3	13.5 人
運行回数	446	387	386	296	330	387	377	311	345	355	351	327	4,298 回	360	305	354	316	293	281	332	384	364	358	400	313	4,060 回
1運行当たり乗車人数	1.4	1.3	1.3	1.2	1.3	1.2	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1	1.2 人	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2	1.3	1.1	1.3	1.2 人
現金	67,500	53,250	50,550	31,650	40,200	41,100	44,100	48,750	52,800	52,350	59,400	47,250	588,900 円	49,200	52,500	50,550	47,100	48,150	54,300	52,500	74,550	57,900	63,300	66,150	55,500	671,700 円
回数券売上	54,000	57,000	54,000	39,000	33,000	69,000	36,000	45,000	39,000	43,500	51,000	27,000	547,500 円	54,000	15,000	58,500	45,000	39,000	45,000	18,000	42,000	54,000	51,000	18,000	45,000	484,500 円
学校教育課補助	4,200	0	0	0	0	2,400	3,900	5,400	1,200	1,200	0	0	18,300 円	1,800	4,800	1,200	1,200	0	1,800	6,300	11,100	5,100	8,700	0	9,300	51,300 円
収入合計	125,700	110,250	104,550	70,650	73,200	112,500	84,000	99,150	93,000	97,050	110,400	74,250	1,154,700 円	105,000	72,300	110,250	93,300	87,150	101,100	76,800	127,650	117,000	123,000	84,150	109,800	1,207,500 円

# 地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

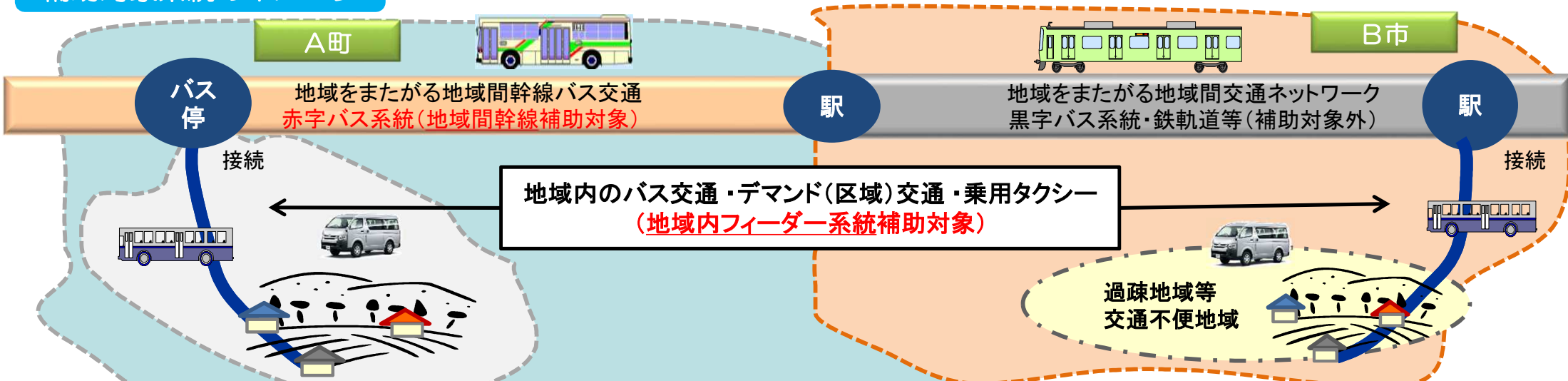
## 補助内容

- 補助対象事業者  
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会  
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- 補助対象経費  
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率  
1/2以内
- 主な補助要件  
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
  - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
  - ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
  - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
  - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
  - ・経常赤字であること

## 補助対象系統のイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

## 入札結果情報

開札（開封）日	令和5年5月30日
件名	桐生市地域公共交通計画策定支援業務委託
場所	桐生市全域
予定価格（消費税抜き）	
最低制限価格（消費税抜き）	
契約日又は契約予定日	令和5年6月1日
履行機関	契約の日から令和6年3月15日まで
指名・選定理由	県内又は近県の地域公共交通計画（もしくは地域公共交通網形成計画）の策定実績と本市の他の計画策定実績を鑑み、以下の3社を指名。

No.	業者名	金額（消費税抜き）	摘要
1	(株)アイ・ディー・エー 社会技術研究所	3,170,000	落札
2	(株)ケー・シー・エス 東京支社	4,960,000	
3	国際航業(株) 群馬営業所	6,900,000	

上記の結果、本協議会は下記のとおり契約を締結しました。

## 記

契約額：3,487,000円（消費税込み）

契約業者：株式会社 アイ・ディー・エー 社会技術研究所

桐生市錦町 3-2-28